

社協 権利擁護 フロー

判断能力が不十分

(認知症・知的障がい・精神障がい)

① 診断書や
障がい手帳がある

日常生活自立支援事業
☎ 31-9671

本人との**契約**で支援を行う
日常的な金銭管理のみ

③ 成年後見制度 ☎ 63-5566

後見人が**本人に代わり**契約行為ができる
法的な問題に対応できる
財産管理ができる
契約ではないため、**途中でやめられない**

お金がない

(生活困窮者・浪費者)

④ 手帳がない
(ボーダー)

生活困窮者自立支援事業
☎ 34-1132

家計相談のみ・フードバンク
(金銭管理はできない)

身体が不自由

(身体障がい者・高齢者)

⑥

生活支援員派遣事業
☎ 31-9671

本人との**契約**で支援を行う
日常的な金銭管理のみ